

議第202号 公の施設の指定管理者の指定について

1 趣旨

農村コミュニティ施設（豊農業団地センター）の指定管理者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、指定しようとするものです。

2 公の施設の概要

農村コミュニティ施設（全2施設）のうち1施設を対象とするものです。

施設名	豊農業団地センター
施設所在地	呉市豊町大長字堂之尻5915番地3
設置年月日	昭和60年3月10日
設置目的	農林水産業の経営並びに生活環境の改善及び合理化を図るとともに、生涯学習を振興し、もって地域社会の発展と福祉の増進に寄与するため、総合的かつ多目的利用施設として設置する。
設置条例	呉市農村コミュニティ施設設置条例
施設規模等	敷地面積 575.36㎡ 延べ面積 340.12㎡ 構造・階数 鉄骨コンクリート造, 2階建て 主要施設 会議室, 研修室, 事務室
利用状況	利用件数 令和3年度 12件 令和4年度 12件 令和5年度 3件
指定管理業務に係る主要な決算の状況	令和5年度 【呉市分】 歳入 0千円 歳出 0千円 指定管理料 0千円 【指定管理者分】 収入 689千円 支出 689千円 ※指定管理者の収支決算詳細については、別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料1）を参照
指定管理実績	平成27年4月1日～令和2年3月31日 広島ゆたか農業協同組合 令和2年4月1日～令和7年3月31日 広島ゆたか農業協同組合

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 農林水産業の経営並びに生活環境の改善及び合理化を図るとともに、生涯学習を振興

- し、もって地域社会の発展と福祉の増進に寄与するために必要な業務
- (3) 施設の使用の許可に関する業務
- (4) 上記の業務に付随する業務

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

5 団体（候補者）の概要

団 体 名	広島ゆたか農業協同組合			
団体所在地	呉市豊町大長5915番地8			
代表者氏名	代表理事組合長 金子 仁			
設立年月日	平成13年4月2日			
設 立 目 的	地域の農業生産の振興を旨として、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行い、もってその経済状態を改善し、かつ、社会的地位の向上を図ることを目的とする。			
事 業 概 要	(1) 組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導 (2) 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け、物資の供給 (3) 組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売 (4) 農村の生活及び文化の改善に関する施設			
出 資 金	491,200千円			
従 業 員 数	96人			
役 員	代表理事会長 金子 仁 代表理事常務 近藤 範之 理 事 椋開地 省二 石本 ますみ 大道 正孝 越田 昌宏 藤田 登喜子 成定 清文 辰田 真司 大成 孝夫 高野 信行 越智 慎太郎 理 事 参 事 川本 健太 代 表 監 事 大上 松久 常 勤 監 事 丸子 法博 監 事 下末 典和 員 外 監 事 佐藤 智則			
決 算	令和5年度 売 上 高 17億3,900万円 事 業 損 失 6,197万円 当 期 損 失 金 3,736万円			

6 団体（候補者）から提出された事業計画等の概要

管理運営上の基本方針	<p>地元農産物の宣伝販売に力を入れ、住民が平等で利用しやすいように管理運営を行う。</p> <p>農業についての啓発、振興及び経営改善に努め、利用促進を図り、常に最良の状態の維持、安全の確保及び快適な環境づくりに努める。</p>
管理運営体制	<p>広島ゆたか農業協同組合の業務部長を統括責任者とし、責任者2名（営農販売グループ長と営農販売課長）、施設長1名（商品開発店長）と職員3名を配置して管理運営に当たる。</p>
施設の維持管理	<p>(1) 日常及び定期の保守管理を的確に実施し、常に最良の状態を維持して安全を確保し、快適な環境づくりに努める。</p> <p>(2) 災害・緊急時における利用者等の安全確保のための行動マニュアルを作成する。</p> <p>(3) 設置目的を十分に認識し、利用者ニーズを反映させ、また、管理運営の経験を生かして適切な管理の継続に努める。</p>
利用促進の取組	<p>(1) 地域住民や利用者の意見・要望等を反映するシステムを作るとともに、職員の接客体制を徹底し、利用者に質の高いサービスを提供する。</p> <p>(2) 苦情トラブル等に対し、円滑かつ迅速な解決に努める。</p> <p>(3) 随時、利用者の満足度調査等を行い、それらを反映させることで管理運営上のトラブルを未然に防止する。</p>
自主事業その他サービス向上の取組	<p>農産物の直接販売に加え、地元農業に関するパネル展示等を実施し、来島者へ情報発信等を行う。</p>
経費削減の取組	<p>広島ゆたか農業協同組合の職員によって管理運営することでコスト低減を図り、運営の合理化・効率化を徹底する。</p>

7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料2）のとおり

8 選定委員会による審査結果の概要

(1) 申請者

団体名	団体所在地	代表者氏名
広島ゆたか農業協同組合	呉市豊町大長5915番地8	金子 仁

(2) 審査基準

非公募のため、申請要項においてあらかじめ示したとおり、各基準ごとにその適否を審査したものです。

審査基準	判定
<p>ア 事業計画書等の内容が、利用しようとする者の平等な利用が図られるものであること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <p>利用者の平等な利用の確保</p>	適・否

<p>イ 事業計画書等の内容が、施設等の適切な維持及び管理が図られるものであること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <p>施設の設置目的や性格、関係する法令、条例等についての理解 適正管理を行える体制（人員配置） 苦情への対応及び個人情報の取扱い 事故等の緊急事態への対応</p>	適・否
<p>ウ 事業計画書等の内容が、利用促進が図られるものであること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <p>施設の利用促進に係る具体的な取組 利用者数等の数値目標 利用者の要望把握の取組</p>	適・否
<p>エ 事業計画書等の内容が、適切かつ管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <p>収支計画書の規模・内容 適正な提案額 管理経費の縮減の取組</p>	適・否
<p>オ 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <p>経営状況 管理体制 同種施設の管理実績</p>	適・否
<p>カ 施設の設置目的等に沿った対応等ができること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <p>市施策との連携 地域住民への配慮 指定管理実績</p>	適・否
<p>総合判定</p>	<p>適・否 ※否は失格</p>

(3) 審査結果

申請者	広島ゆたか農業協同組合	<p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を、適切に維持管理するノウハウと実績を有していること。 ・管理運営の合理化などにより、管理コストの削減努力がなされていること。 ・地元特産品の宣伝等に力を入れられ、地域活性化につながること。
総合判定	適	
【内 訳】		
審査基準ア	適	
審査基準イ	適	
審査基準ウ	適	
審査基準エ	適	

審査基準才	適
審査基準カ	適

(4) 選定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 等
委 員 長	松尾 俊彦	広島文化学園大学名誉教授
副委員長	中尾 友和	株式会社中尾経営代表取締役
委 員	松本 美幸	税理士
	中野 隆治	一般社団法人広島県観光連盟経営企画・マーケティング事業部プロデューサー
	池田 裕司	広島県西部農林水産事務所呉農林事業所農村振興課長
	久保 隆弘	呉市産業部農林水産担当部長

9 選定の理由

(1) 非公募での選定理由

当該施設は、農業振興を図ることを目的とする施設であり、地域の農業従事者がその主な利用者であることから、地域農業の実態に精通し、当該施設の管理実績を有する広島ゆたか農業協同組合が管理運営をすることが効果的であるため、非公募により選定手続を行ったものです。

(2) 選定委員会での審査

公募により指定管理者の候補者選定を行う場合に準じて、民間の専門的な知識を有する有識者等を含む委員をもって組織する選定委員会により、指定管理者としての適否審査を行いました。

その結果、広島ゆたか農業協同組合が指定管理者として適当であると認められたため、当該団体を指定管理者の候補者として選定したものです。